

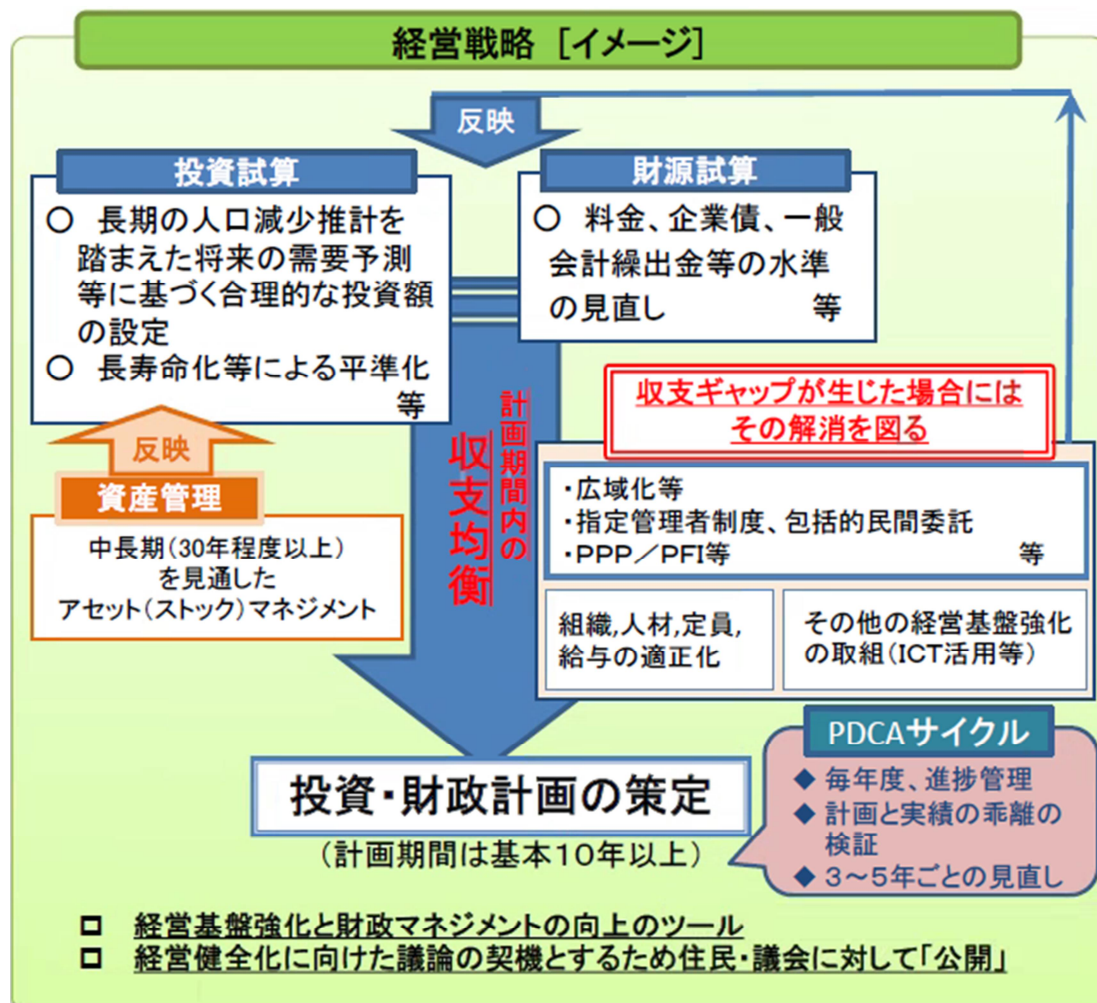
「名寄市水道事業及び下水道事業経営戦略」改定のポイント

1. 経営戦略とは

平成26年8月総務省通知により「人口減少、施設老朽化等、経営環境が厳しさを増す中で、サービスの安定的な継続のためには、不断の経営健全化等が必要であり、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤強化と財政マネジメントの向上に取り組むこと」とされ、計画期間10年以上の経営計画の策定が求められました。

名寄市は平成24年度から平成28年度の計画期間5年である「**名寄市水道事業中期経営計画・名寄市下水道事業中期経営計画**」の改定時期であったことから、これまでの中期経営計画を「経営戦略」に替え策定しました。

経営戦略は、計画期間内は「投資」と「財源」が収支均衡となるように計画することとしており、収支ギャップが生じた場合にはその解消を図るための取組みを計画し、毎年の進捗管理と計画と実績の検証により、3～5年ごとの見直しが必要としています。



2. 改定の理由

①水道事業《P 2》

策定時には「水道料金の見直しとあわせて、概ね3～4年を一区切りとして見直し（ローリング）を行い適宜更新していくこと」《P 8》と記載し、改定時期を明記していませんでした。経営を持続するために、平成31(2019)年4月には、料金改定を行いましたが、大口需要家の撤退が発表され、経営戦略策定時や料金改定には想定していなかった人口の減少や給水収益の大幅な減収など、事業収支に大きく影響する懸念が出てきたことから、事業の収支計画を見直し、引き続いて効率的な事業経営に取り組めるよう、令和2年度に改定するものです。

②下水道事業《P 2》

水道事業と同じく、「適正な料金のありかたとあわせて、概ね3～4年を一区切りとして見直し（ローリング）を行い適宜更新していくこと」《P 5》と記載し、改定時期を明記していませんでした。

平成27年1月の総務大臣通知による要請に基づき、令和2年4月から下水道事業を水道事業と同様に企業会計で管理し、地方公営企業法の全部を適用する事業になりました。これにより、会計処理は官庁会計方式（単式簿記）から企業会計方式（複式簿記）になり、その結果、官庁会計方式で作成していた「投資・財政計画」を企業会計方式で作り替える必要が生じました。また、人口減少に伴う使用料収入の減少が続き、事業収支に影響が出ることを見込んでいたため、官庁会計方式で策定した事業の収支計画を企業会計方式に組み替えるとともに、経営環境の変化に対応し、さらなる効率的な事業経営を目指すため、令和2年度に改定するものです。

3. 主な改定ポイント

①水道事業

（1）料金改定《P 14》

- ・平成27年8月に経営審議会に対して「名寄市上下水道事業の経営状況について」諮問し審議いただいた結果、料金改定が必要との答申を受け、平成30年度に検討をすすめ、平成31年4月から平均改定率11.02%の料金改定を行っています。また、令和2年4月から消費税増税分(2%)を転嫁し、改定を行っています。

（２）有収水量の減少《P 20》

- ・ 経営戦略策定時と料金改定の検討時の予測では、自衛隊への給水開始を令和４年からとしていましたが、現在の状況では令和６年以降の見通しとなっており、令和４年度から年間約60,000千円見込んでいた給水収益の増加を、令和６年度に先送りすることとしています。
- ・ 同じく、経営戦略策定時と料金改定の検討時には見込んでいなかった、王子マテリア名寄工場の撤退の影響により、有収水量で年間約83,000m³の減、給水収益で年間約20,000千円の減収を見込まなければならなくなりました。

（３）投資・費用、財源の見直し《P 32、34》

- ・ 安定的な事業運営に向けて、投資の確保は必要であるが、収入の減少により、優先度の高い事業について精査する必要がある、本経営戦略期間内に実施する事業として、「第２期拡張事業」については「自衛隊拡張配水管布設工事」、「浄水場施設更新事業」については「電気設備更新工事」を明記し、「老朽管更新事業」「水質検査機器更新事業」と併せて明確化することで、優先度の高い事業としました。
- ・ 有収率が、平成28年度（82.26％）から比較すると、令和元年度（78.36％）は下がっているため、有収率向上の対策が急務となっています。
- ・ 財源については、必要に応じて料金水準を見直しすること、企業債（借入金）は、当年度の企業債償還金を超えない範囲の借入を基本とすることとしています。

（４）料金改定と事業の見直しの必要性《P 44》

- ・ 料金改定の検討時には想定していなかった収益の減少により、計画していた投資に見合う財源が確保できない見込みであり、現時点での収益の見込みにより事業の見直しや経営改革の取組みを行いますが、現行の料金水準では令和６年度以降の大幅な事業見直しが必要と考えています。
- ・ 料金改定の算定期間（５年間）が令和５年まであり、令和５年度には次期の料金改定の検討が必要であることから、料金改定を含めて事業の見直しが必要です。

（５）効率化・経営健全化の取組み《P 46》

- ・ 経営改革の取組みの一つとして、検針サイクルの統一と検針・料金徴収業務及び施設管理の民間委託の検討や組織の見直しを行うこととしています。
- ・ 広域化及び民間の資金・ノウハウの活用でも、アウトソーシングの推進や業務処理方法の改善など、将来の事業環境を想定した本市の水道事業の方向性と組織のあり方を検討する必要があると考えています。

②下水道事業

(1) 料金改定《P 14》

- ・平成27年 8 月に「名寄市上下水道事業の経営状況について」諮問し審議いただいた結果、料金については据え置きの方申を受け、改定は見送っていますが、令和 2 年 4 月から消費税増税分(2%)を転嫁し、改定を行っています。

(2) 投資・費用、財源の見直し《P 30、32》

- ・収支が圧迫されることが見込まれ、施設や管路の老朽化が進むため、更新需要が高くなることから、下水道ストックマネジメント計画に基づいて投資水準の平準化を図りながら事業を進めていくこととしています。
- ・本期間中には令和 2 年 4 月から移行した企業会計方式によりもたらされる財務諸表で、経営分析や事業の評価を行い、使用料見直しに向けた使用料水準の検討を行う方針としています。

(3) 投資・財政の見通し《P 36》

- ・令和 2 年 4 月から地方公営企業法を適用したことに伴い、投資・財政計画も同法を適用した減価償却費などの企業会計特有の項目がある様式で作成しています。また、公共下水道と個別排水事業を 1 つの下水道事業会計としたため、投資・財政計画も会計に合わせ 1 つとしています。
- ・公共下水道について、当面一般会計繰入金と現行下水道使用料によって経営を維持し、個別排水事業は、基数の増加に比例して償還財源が不足し、その不足分を賄う一般会計繰入金が年々増加していきますが、公共下水道と一体的に経費の抑制、業務改善等に取り組む、安定的な事業運営に努めます。

(4) 効率化・経営健全化の取組み《P 38》

- ・組織の見直し等は水道事業・下水道事業合わせて行うことで、効率的な事業運営につながることから、経営改革は水道事業と下水道事業を一体的に進めます。
- ・広域化及び民間の資金・ノウハウの活用でも、アウトソーシングの推進や業務処理方法の改善など、将来の事業環境を想定した本市の下水道事業の方向性と組織のあり方を検討する必要があると考えています。

(5) 「投資・財政計画」様式の変更《P 48》

- ・これまでの様式《P47》は官庁会計方式の様式（収支計画）であるため、企業会計方式の様式（収益的収支・資本的収支）に変更し、記載している項目も変わっています。